

林業種苗供給力強化事業補助金交付要綱

制定 令和 2 年 3 月 30 日森第 1800 号

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日森第 14 号

(趣旨)

第 1 県が交付する「林業種苗供給力強化事業補助金」(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。)に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(事業内容等)

第 2 補助金の目的、事業の内容、補助対象経費、事業主体及び補助率は別表 1 に定めるところとし、予算の範囲内で交付するものとする。
2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 3 事業主体は、規則第 4 条の規定により補助金交付申請書(様式第 1 号)を知事に提出しなければならない。
2 事業主体は、前項の申請書を提出するにあたって、事業主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第 4 事業主体が、規則第 9 条第 1 項に規定された、別表 1 に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書(様式第 2 号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(概算払請求)

第 5 補助事業者が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式第 3 号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全額又は一部について概算払をするものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 第6 事業主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 第7 事業主体は、補助事業が完了した場合は、規則第10条の規定により実績報告書(様式第4号)を補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 2 事業主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(書類の提出)

- 第8 この要綱に基づき事業主体が提出する書類は、所管の隠岐支庁、各農林水産振興センター又は各農林水産振興センター地域事務所を経由して森林整備課に提出するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第9 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、この補助事業により取得した別表1の①の機械又は器具とする。
- 2 規則第13条第2項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

- 第10 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。
- 2 事業主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第5号)を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税

額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第 11 事業主体は、補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第 6 号）、関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第 12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

目的	事業区分及び事業内容	事業主体	補助率	重要な変更
県全体のコンテナ苗の供給力を底上げするために、得苗率の向上や生産規模を拡大する環境整備に対して支援。	①苗木生産基盤施設整備 コンテナ苗増産に必要な施設	(1) 苗木生産者 (2) 島根県林業種苗協同組合	① 1 / 3 以内	・事業主体の変更 ・事業区分の変更 ・事業の中止又は廃止 ・事業量の3割以上の増減。 ・補助金額の増又は3割以上の減。
	②苗木生産資材 コンテナ苗増産に必要な生産資材		② 1 / 2 以内	

島 根 県 知 事

様

事業主体住所
団体名及び代表者氏名

令和 年度林業種苗供給力強化事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業の目的

2. 事業の内容

事業区分	事業内容 (項目毎の実施箇所・実施期間)	数量	事業費(円)	経費の配分		備考
				補助金(円)	その他(円)	
計						

3. 事業完了年月日

令和 年 月 日

4. 収支予算

収入の部	予算額(円)			備考
	計(円)	県補助金(円)	その他(円)	
支出の部	予算額(円)			算出根拠

※別紙事業実施計画書、根拠資料を添付すること。

別紙1-2

林業種苗供給力強化事業実施(変更)計画書

1 苗木生産基盤施設整備の概要

施設名	事業量	現状値			目標値			事業費 (円)	補助金 額 (円)	備考
		生産量 (千本)	得苗率 (%)	年度	生産量 (千本)	得苗率 (%)	年度			
合計										

2 苗木生産資材準備の概要

資材名	事業量	現状値			目標値			事業費 (円)	補助金 額 (円)	備考
		生産量 (千本)	得苗率 (%)	年度	生産量 (千本)	得苗率 (%)	年度			
合計										

注意:変更の場合は、上段()に前回計画を、下段に変更計画を記載する。

島根県知事

様

事業主体住所
団体名及び代表者氏名

令和 年度林業種苗供給力強化事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更理由

2 留意事項

(1) 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

(2) 補助金の額が増額する場合は、件名の「林業種苗供給力強化事業費補助金変更承認申請書」を「林業種苗供給力強化事業費補助金変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。

島根県知事

様

事業主体住所
団体名及び代表者氏名

令和 年度林業種苗供給力強化事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知があったこの補助金について、下記により金
円を概算払によって交付されたく請求します。

記

事業区分	交付決定額		月 日現在 予定出来高		補助金			事業完了 予定 年月日	備考
	事業費	補助金 (A)	事業費	補助金	既受領額 (B)	今回請求 額 (C)	残額 (A-B-C)		
	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
計									

(注) 1 「交付決定額」には補助金の交付決定(変更があった場合は変更承認後)の額を記入すること。
2 「(%)」には、(A)を100%とする割合を記入すること。

島根県知事

様

事業主体住所
団体名及び代表者氏名

令和 年度林業種苗供給力強化事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおりその実績を報告します。
(なお、併せて精算額 円の交付を請求します。)

記

1 事業の成績

事業区分	事業内容 (項目毎の実施箇所・実施期間)	数量	事業費(円)	経費の配分		備考
				補助金(円)	その他(円)	
計						

※軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を2段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 事業完了年月日

令和 年 月 日

3 収支精算

収入の部	予算額(円)			備考
	計(円)	県補助金(円)	その他(円)	
支出の部	予算額(円)			算出根拠
				別紙4-2事業実施報告書による

※別紙事業実施報告書、根拠資料を添付すること。

島根県知事

様

事業主体住所
団体名及び代表者氏名

令和 年度林業種苗供給力強化事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付規則第11条に基づく確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注)3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施年度	令和 年度	補助事業名	林業種苗供給力強化事業												
事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分 事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 または 設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の内容	
								補助金	市町村費	その他					
													
													
													
													
													
													
													
合計	—	—	—	—	—	—					—	—	—	—	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入。
 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。